

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が 1 から 3 のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体障害のあるものを車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のあるものが車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、「佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年12月20日佐賀県公安委員会規則第3号）第4条の7に掲げる」事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

○ 佐賀県道路交通法施行細則第4条の7の定め

- ① 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用される車両が当該道路を通行することがやむを得ないと認められること
- ② 冠婚葬祭等社会慣習上使用される車両が当該道路を通行することがやむを得ないと認められること
- ③ その他業務上必要により使用される車両が当該道路を通行することがやむを得ないと認められること